小山町テレビ共聴組合加入申込書

私は、下記の加入規約により小山町テレビ共聴組合に加入致します。

提出日：　平成　　年　　月　　日

住　所　小山町　　番地

（区と班により組合員番号を決定しますので必ずご記入下さい）　　区　　班

組合員番号　　（ふりがな）

電話　　氏名　　㊞

小山町テレビ共聴組合加入規約　（抜粋）

1　組合員は、同一家屋内における一世帯を以って一口とする。

2　組合員は、組合の有線による放送の供給を受けるものとし、施設区域外への転出の時は、資格を失うものとする。

3　引込線は、保安器（雷害等による故障を予防するための機器）までとし以外の保守は、各自の負担として他の者に利用させてはならない。従って当組合の責任範囲は、各戸の保安器までで、屋内の配線等については各自の責任で保守管理をする。

4　組合の加入金、引込工事費の金額は次の通りとする。

加入金　　30,000 円（消費税別）

引込工事費　　10,000 円（消費税別）1 戸当たり保安器まで（新規地区引込み距離等により別料金とする）

5　加入金・工事費は、加入時に加入申込書・金融機関振替用紙の提出と同時に現金納入、又は指定金融機関へ各自手数料負担にて振り込むものとする。

6　組合費は、１ヶ月 1,800 円(税込み)とし指定金融機関より毎月４日（金融により 5 日）に自動振替で納入するものとする。

7　組合費を 3 ヶ月滞納した時は、引込線を切断し滞納金を全額納入後に再接続するものとし、この時の工事費は無料とする。

8　組合費を 6 ヶ月以上滞納した時は、組合員の資格を失い同時に引込線を撤去する。再度の加入は新規加入扱いのため、加入金・工事は再度必要となる。

9　上記以外は、当組合規定を準用する。

〒410－1303　駿東郡小山町生土 59－10

電話　0550－76－4832

FAX　0550－76－1236